

災害時における下水道施設の技術支援に関する協定

秋田県（以下「県」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会東北支部（以下「協会」という。）は、秋田県内において地震、津波、豪雪、豪雨、その他の異常な自然現象及び大規模な事故等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）の下水道施設の技術支援に係る業務（以下「技術支援業務」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、県が協会に対し、技術支援業務の実施について支援を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）

第2条 県は、災害発生時等に、協会による技術支援業務が必要であると判断した場合は、協会に支援を要請することができるものとする。

2 協会は、前項の規定による要請があった場合は、特別の理由がない限り、支援するものとする。

（支援業務）

第3条 県が協会に対し支援を要請する技術支援業務（以下「支援業務」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災状況の調査
- (2) 応急復旧対策に関する調査・測量・設計の実施
- (3) 災害査定資料の作成
- (4) その他特に必要な業務

（支援業務の実施手続）

第4条 協会は、支援業務を速やかに実施するため、必要な協力体制の整備に努めるものとする。

2 県は、協会による技術支援業務が必要と判断した場合は、協会の会員のうち支援業務を実施することができると思われる者（以下「支援業務候補者」という。）の推薦を協会に要請するものとする。

- 3 協会は、前項の規定による要請があった場合は、支援業務の実施箇所ごとに、複数の支援業務候補者の推薦を行うものとする。
- 4 県は、協会の推薦に基づき支援業務を実施する者(以下「支援業務実施者」という。)を選定したときは、遅滞なくこれを協会及び支援業務実施者に通知するものとする。
- 5 支援業務実施者は、県の指示を受けて、支援業務を行うものとする。
- 6 支援業務実施者が支援業務を実施したときは、支援業務の完了後、速やかに業務内容を記載した報告書を県に提出するものとする。

(費用負担)

- 第5条 県は、支援業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結するものとする。
- 2 支援業務の実施に要する費用は、県の負担とする。

(災害補償)

- 第6条 支援業務に従事した者が当該支援業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、支援業務実施者の責任において行うものとする。
- 2 その他の条項については、委託契約書による。

(市町村に対する支援)

- 第7条 市町村は、当該市町村に係る支援業務について、協会への技術支援業務の要請を県に依頼することができるものとする。
- 2 県は、前項の規定による依頼があった場合は、当該市町村に対する支援業務候補者の推薦を協会に要請するものとする。
 - 3 協会は、前項の規定による要請があった場合は、支援業務の実施箇所ごとに、複数の支援業務候補者の推薦を行い、県へ通知するものとする。
 - 4 県は、協会より推薦のあった複数の支援業務候補者を、前項の規定による要請があった市町村へ通知し、当該市町村が支援業務実施者を選定し、県、協会及び支援業務実施者へ通知するものとする。
 - 5 支援業務の実施に要する費用の負担その他の必要な事項については、推薦を要請した市町村と支援業務実施者が協議し、速やかに業務委託契約を締結するものとする。
 - 6 支援業務の実施に要する費用は、当該市町村の負担とする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から令和3年3月31日までとする。

2 この協定は、前項に規定する期間が満了する日の1月前までに県、協会いずれからも申し出がない場合は、有効期間が満了する日の翌日から同一の条件で更に1年間延長されるものとし、その後も同様とする。

(補則)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、県、協会が協議して定める。

(他の協定の適用)

第10条 この協定に定めるもののほか、県と協会又は協会の会員との間における技術支援業務に関し別段の定めがあるときは、その定めるところによる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、県、協会記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年7月17日

秋田市山王四丁目1番1号

秋田県知事 佐竹 敬久



仙台市青葉区国分町3-8-14

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会

東北支部 支部長 高橋 郁



災害時における下水道施設の技術支援に関する協定細目

(趣 旨)

第1 この協定細目は、「災害時における下水道施設の技術支援に関する協定」(以下「協定」という。)第9条第1項の規定に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(連絡体制の整備)

第2 協会は、支援業務を速やかに実施するため、必要な連絡体制を整備するとともに、その内容を明らかにした書面を秋田県建設部下水道マネジメント推進課(以下「下水道マネジメント推進課」という。)に提出するものとする。

(支援の要請)

- 第3 下水道マネジメント推進課は、協会による技術支援業務が必要と判断した場合は、速やかに「技術支援業務の支援要請書」(様式1)を協会に送付し、支援を要請するものとする。
- 2 前項の規程に関わらず、緊急を要する場合は、下水道マネジメント推進課からの要請は、電話、ファクシミリ、電子メール等(以下「電話等」という。)により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(支援業務候補者の推薦)

- 第4 協会は、支援を要請された場合は、支援業務の実施箇所、技術者及び機材等の確保状況等を勘案して支援業務候補者を推薦し、「支援業務候補者推薦名簿」(様式2)により下水道マネジメント推進課に通知するものとする。
- 2 前項に規定する通知は、緊急を要する場合は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(支援業務実施者の選定)

第5 下水道マネジメント推進課は、支援業務候補者推薦名簿のうちから支援業務実施者を選定するものとし、選定した場合は、協会へ通知するとともに、支援業務実施者へ「支援業務実施者選定通知書」(様式3)により通知するものとする。

(支援業務の実施)

第6 支援業務実施者は、下水道マネジメント推進課の指示に従い、速やかに支援業務に着手するものとする。

2 下水道マネジメント推進課は、協定第3条に掲げる支援業務を要請した場合は、遅滞なく業務委託契約を締結するものとする。

(市町村からの支援の要請)

第7 市町村は、協会による技術支援業務が必要と判断した場合には、「技術支援業務の支援要請依頼書」(様式4)により、県に依頼するものとする。

2 下水道マネジメント推進課は、市町村からの依頼を受けたときは、速やかに当該依頼文書を協会に送付し、当該市町村に対する支援業務候補者の推薦を要請するものとする。

3 前2項の規定に関わらず、緊急を要する場合は、市町村からの要請の依頼及び下水道マネジメント推進課からの要請は、電話等により行い、その後速やかに文書を送付するものとする。

(市町村における支援業務実施者の選定)

第8 市町村は、県からの通知を受け、支援業務実施者を選定した場合は、「支援業務実施者選定通知書」(様式5)により、支援業務実施者へ通知するものとする。

附則 この細目は、協定締結の日から施行する。